

金属くず業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

金属くず業条例の一部を改正する条例

金属くず業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（確認及び申告） 第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。 2 （略）	（確認及び申告） 第十一条 業者は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確かめ、又は身分証明書、運転免許証、<u>国民健康保険被保険者証</u>等の提示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。ただし、業者が相手方の身元を熟知しているとき又は警察官の承認があつたときは、この限りでない。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。